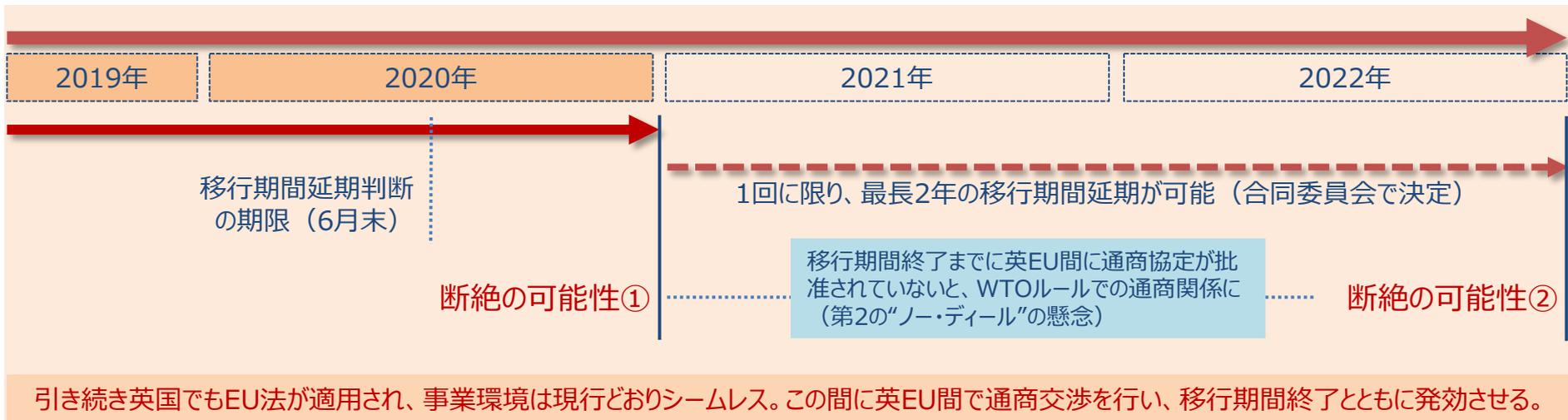


「合意に基づく離脱」に続く「移行期間」



- 離脱日から**2020年12月31日**までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所 (CJEU) の管轄下に置かれる。
- 英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。
- EUが**第三国と締結する国際協定**において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるものとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。
- 漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。
- 移行期間は、英国とEUから成る合同委員会が**2020年7月1日より前に決定することで、1年または2年間、延長することができる** (英国では議会承認が必要) 。